法令保証基本約款

|  |  |
| --- | --- |
|  | （指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の特定保証用）本保証証券記載の保証種類が特定保証の場合に適用されます。 |

　（保証債務の内容）

第１条　保証人は、本保証証券記載の義務者（以下「義務者」といいます。）のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、義務者が本保証証券記載の権利者（以下「権利者」といいます。）に対して負う本保証証券記載の申込書（以下「申込書」といいます。）に係る指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等についての権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額（以下「売買差額」といいます。）又は当該売買差額に係る延納金（以下「延納金」といいます。）の納付義務を納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して売買差額・延納金および当該売買差額に係る延滞金（以下「延滞金」といいます。）を支払う責に任じます。

２　前項に基づき保証人が支払う売買差額は、本保証証券記載の保証金額を限度とします。

（保証債務の消滅）

第２条　次の各号のいずれかに該当する場合には、本保証証券に基づく保証人の債務はすべて消滅するものとします。

(１)　保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき

(２)　前条所定の申込書に係る契約が解除されたとき

(３)　前条所定の売買差額及び延納金（延滞金がある場合にはこれを含みます。）に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき

(４)　本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき

（保証債務履行の請求）

第３条　権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第１条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。

２　権利者が第１条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には､保証人の書面による事前の承認のある場合を除いては､当該損害額について保証人は保証債務の履行を拒むことができます｡